

大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金事業（2回目）の
申請受付開始について（「重点支援地方交付金」関係）
（2月24日（火）午前10時より受付開始）

平素は本会事業の推進に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、大阪府より標記通知が発出されましたので情報提供いたします。

同通知は、標記事業について2月24日（火）午前10時より申請受付が開始されることを周知するものです。受付期間は3月27日（金）までとなっており、原則、大阪府ホームページ内の「大阪府行政オンラインシステム」からの申請が案内されております（郵送による申請につきましては、申請受付の開始後、下記の問い合わせ先または府ホームページにある「よくある質問（FAQ）」を参照ください）。なお、本事業に関してはベースアップ評価料の届出の有無は問われません。

貴会におかれましてもご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

【支援対象】

（1）物価高騰対策一時支援金

- ・大阪府内に所在する保険医療機関（病院・診療所）、保険薬局、助産所、施術所、歯科技工所及び指定訪問看護事業所

※ ただし、健康保険法等に基づく療養費の受領委任の取扱いについて厚生（支）局長及び大阪府知事から承諾の通知を受けていない施術所、介護保険適用の訪問看護のみを行っている指定訪問看護事業所を除く。

（2）食材料費高騰対策一時支援金

- ・大阪府内に所在する保険医療機関（病院・有床診療所）

【支援額】

施設区分	（1）物価高騰	（2）食材料費
病院、2床以上の有床診療所	30,000円×許可病床数	12,900円×許可病床数
1床の有床診療所、無床診療所、保険薬局、助産所、 施術所、歯科技工所、指定訪問看護事業所	60,000円（1施設あたり）	

【支給要件】

- ① 令和8年1月1日から申請をした日までの間、申請施設において業務が行われていたこと
- ② 申請をした日以後も申請施設に係る事業の継続等に向けた取組を行っている又はその意思を有すると認められること

【申請期間】 令和8年2月24日（火）10時～3月27日（金）

【支給時期】 申請の審査完了後、順次支払を予定

【問い合わせ先】 大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金 問い合わせ窓口

TEL：06-6944-6688 2月24日（火）10時より電話対応開始

（電話受付時間：平日9時30分～12時15分／13時～17時30分）

【大阪府ホームページ（大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金について）】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/hokeniryokikaku/subvention/bukkakoutou.html>



■エネルギー・食料品価格等の高騰の影響を受けている医療機関等（国又は地方公共団体が開設する施設を含む）の負担軽減を図り、安定的な事業継続を支援するため、物価高騰及び食材料費高騰に対する一時支援を実施します。

1. 物価高騰対策一時支援金

令和7年度1回目（令和7年9月19日（金曜日）まで申請受付）の支給を受けた施設も申請可能

【支援対象】

大阪府内に所在する保険医療機関（病院・診療所）、保険薬局、助産所、施術所、歯科技工所及び指定訪問看護事業所
※ただし、健康保険法等に基づく療養費の受領委任の取扱いについて厚生（支）局長及び大阪府知事から承諾の通知を受けていない施術所、介護保険適用の訪問看護のみを行っている指定訪問看護事業所を除く。

【支援額】

区 分	支援単価
病院、2床以上の有床診療所	1床あたり 30,000円
1床の有床診療所、無床診療所、保険薬局、助産所、施術所、歯科技工所及び指定訪問看護事業所	1施設あたり 60,000円

【支給要件】

- ①令和8年1月1日から申請をした日までの間、申請施設において業務が行われていたこと
- ②申請をした日以後も申請施設に係る事業の継続等に向けた取組を行っている又はその意思を有すると認められること

2. 食材料費高騰対策一時支援金

【支援対象】 大阪府内に所在する保険医療機関（病院・有床診療所） 【支給要件】 上記1と同じ

【支援額】 12,900円×許可病床数

【申請期間】 ・令和8年2月24日（火）10時から3月27日（金）まで

【申請方法】 ・原則、行政オンラインシステムでの申請（スマートフォン、パソコンから）

※令和7年度1回目の支給を受けた施設は、今回申請時に「前回の申込番号」の活用により、手続きを一部簡略可

※受付開始と同時に府ホームページに申請方法を掲載予定

（オンライン申請が困難な場合は、郵送による申請も受付可）

【支給時期】 ・申請の審査完了後、順次支払を予定

